

○三島市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和3年8月1日

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度（当該年度の前年度にこの要綱に基づく補助金を受給した夫婦（以下「前年度受給者」という。）及び同条第2項の規定により三島市結婚新生活支援補助金交付対象者認定を受けた夫婦にあっては、当該前年度）の4月1日から3月31までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 申請日の属する年度の4月1日から3月31までの間に婚姻を機とした三島市（以下「本市」という。）内での住宅の取得又は賃借のために要した費用（婚姻日より前に取得又は賃借した住宅に係る費用にあっては、その取得日又は賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。）のうち、当該住宅の購入費及び賃料等（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。以下同じ。）をいう。ただし、前号の夫婦の双方又は一方に対して勤務先から当該住宅に係る手当が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除する。
- (3) 引越し費用 申請日の属する年度の4月1日から3月31までの間に婚姻を機とした前号の住宅への引越しに要した費用（婚姻日より前の引越しに係る費用にあっては、その引越し日が婚姻日から起算して1年以内であること。）のうち、引越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 申請日の属する年度の4月1日から3月31までの間に婚姻を機にリフォームをした第2号の住宅のために要した費用（婚姻日より前にリフォームをした住宅に係る費用にあっては、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。）のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために工事業者が行う改修、増改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の

外構に関する工事費用は除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯とする。

- (1) 世帯の所得（夫婦に係る申請時における直近の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した額）が500万円未満であること。ただし、前年中に夫婦の双方又は一方が、奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学及び生活のために貸与される資金をいう。）の返済を行っている場合は、当該返済額（同年中に奨学金の返還支援を目的とした補助金その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、当該返済額から当該支給額を差し引いた額）を合計所得金額から控除する。
- (2) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 申請日に夫婦の双方又は一方が前条第2号の住宅に住所を有していること。
- (4) 申請日において夫婦がいずれも本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 夫婦がいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、前年度受給者のうち、その受給額が、次条に定める金額に達しなかったものについては、この限りでない。
- (6) 夫婦がいずれも他の市区町村で婚姻に伴う新生活の経済的負担の軽減を目的とした補助を受けていないこと。
- (7) 夫婦がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額とし、次に定める金額（前年度受給者にあっては、次項に定める額）を上限とする。ただし、前年度受給者の対象費目は前年度のものを適用する。

- (1) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合 60万円
 - (2) 前号以外の場合 30万円
- 2 前年度受給者における補助金の額については、前項各号に定める額から前年度交付決定による受給済みの額を差し引いて得た額を限度とする。
 - 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三島市結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
 - (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (3) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
 - (4) 夫婦の申請時における直近の所得証明書
 - (5) 夫婦が本市の市税を滞納していないことを証する書類（個人情報に係る公簿等の確認を行うことへの同意により省略可。）
 - (6) 住宅を取得した場合にあっては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書等の写し及び住宅取得費用の支払額が確認できる書類の写し
 - (7) 住宅を賃借した場合にあっては、住宅の賃貸借契約書等の写し及び賃料等の支払額が確認できる書類の写し
 - (8) 引越費用に関する補助金の交付を申請する場合にあっては、引越費用の支払額が確認できる書類の写し
 - (9) 住宅をリフォームした場合にあたっては、工事請負契約書、請書等の写し及びリフォーム費用の支払額が確認できる書類の写し
 - (10) 奨学金を返済している場合にあっては、前年中における返済額が確認できる書類
 - (11) 給与所得者にあっては、夫婦の住宅手当等支給状況証明書（第3号様式）又はこれらの支給状況が確認できる書類
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 婚姻届を提出し、受理された日の属する年度の4月1日から3月31日までの間に補助対象となる費用が発生しないこととなる場合において、当該年度の翌年度に前項の規定による申請を行おうとする者は、三島市結婚新生活支援補助金交付対象者認定申請書（第4号様式）に前項第1号、第2号、第4号、第5号、第10号及び第12号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該認定を受けることができる者の要件については、第3条（第3号を除く。）の規定を準用する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度事業実施分については、第2条の規定にかかわらず、令和4年1月1日から令和4年3月31日までを対象期間として認める。

附 則（令和5年3月31日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度事業実施分については、第2条第1号の規定にかかわらず、令和5年3月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦についても補助の対象として認める。

附 則（令和6年3月31日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度事業実施分については、第2条第1号の規定にかかわらず、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦についても補助の対象として認める。

附 則（令和7年3月31日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度事業実施分については、第2条第1号の規定にかかわらず、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦についても補助の対象として認める。